

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和4年9月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

|   | 条例名   | 条例の概要   | 提出日<br>番号                      | 手続の種類                  | 実施日(期間)      | 実施した聴取手続の内容<br>【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】                               | 担当課                                    |
|---|---|---|--------------------------------|------------------------|--------------|---|--|
| 1 | 松山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例                      | 職員の定年を段階的に引き上げ、役職定年制等を導入するとともに、再度の育児休業の取得に係る規定の整備を図るものです。 | 令和4年<br>9月議会<br><br>議案<br>第60号 | パブリック<br>コメント          | 実施して<br>いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】<br>職員の定年及び育児休業に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため | 人事課<br>089-948-<br>6217                |
|   |   |   |                                | パブリック<br>コメント<br>以外の手続 | 実施して<br>いません |   |  |
| 2 | 松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 | 公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動経費の公費負担限度額を引き上げるものです。                  | 令和4年<br>9月議会<br><br>議案<br>第61号 | パブリック<br>コメント          | 実施して<br>いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】<br>選挙運動経費の公費負担に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため | 選挙管理<br>委員会<br>事務局<br>089-948-<br>6618 |
|   |   |   |                                | パブリック<br>コメント<br>以外の手続 | 実施して<br>いません |   |  |
| 3 | 松山市保育所条例の一部を改正する条例                              | まちなか子育て・市民交流センターを設置する建物の賃貸借契約の終了に伴い、保育事業を移転するものです。        | 令和4年<br>9月議会<br><br>議案<br>第62号 | パブリック<br>コメント          | 実施して<br>いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】<br>公の施設の設置管理に関するものであるため（実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当）      | 保育・<br>幼稚園課<br>089-948-<br>6911        |
|   |   |   |                                | パブリック<br>コメント<br>以外の手続 | 実施して<br>いません |   |  |

|   |                        |  |                                |                        |              |  |                           |
|---|------------------------|--|--------------------------------|------------------------|--------------|--|---------------------------|
| 4 | 松山市動物愛護基金条例            | 動物愛護基金を設置するものです。   | 令和4年<br>9月議会<br><br>議案<br>第63号 | パブリック<br>コメント          | 実施して<br>いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】<br>市の予算執行方法に関するものであり、実施要<br>綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないた<br>め | 生活衛生課<br>089-911-<br>1806 |
|   |                        |  |                                | パブリック<br>コメント<br>以外の手続 | 実施して<br>いません |  |                           |
| 5 | 松山市手数料条例の一部を<br>改正する条例 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い長期優良住宅維持保全計画の認定等に係る申請の手数料を徴収するとともに、建築基準法の改正に伴い所要の規定の整備を図るものです。 | 令和4年<br>9月議会<br><br>議案<br>第64号 | パブリック<br>コメント          | 実施して<br>いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】<br>手数料の徴収に関するものであるため(実施要<br>綱第3条第1項第2号括弧書に該当)          | 建築指導課<br>089-948-<br>6506 |
|   |                        |  |                                | パブリック<br>コメント<br>以外の手続 | 実施して<br>いません |  |                           |

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの意見を

どのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆さんの意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。